## 奈良県告示第百四十八号

二十七年八月四日次のとおり遊漁規則の 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、 変更を認可した。 平成

おいて一般の縦覧に供する。 なお、 当該認可に係る変更の内容は、 これを省略し、 奈良県農林部農業水産振興課に

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

右同	奈内共第四十号	三重県伊賀市予野	合 五月川漁業協同組
右同	奈内共第四十号	奈良市月ヶ瀬月瀬	月ヶ瀬漁業協同組
右同	奈内共第四十号	大西山辺郡山添村大字	合。
平成二十七年八月四日	奈内共第十二号	字小橡吉野郡上北山村大	組合上北山村漁業協同
行日変更後の遊漁規則の施	免許番号	住所	漁業権者の名称